

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和元年5月14日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 業務概要

(1) 入札番号

総務第3号

(2) 業務名

令和元年度静岡県職員録作成・販売業務委託

(3) 業務内容

職員録を指定された仕様により作成する。また、職員録の販売（受注、仕分け、梱包、発注者への配送、伝票発行、代金徴収までの一連の業務及び県指定先への配送業務）を行う。

(4) 業務期間

令和元年5月24日から令和元年9月30日まで

(5) 入札方法

総価による。郵送又は電送による入札は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において「一般印刷」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。

(3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

う。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 当該業務を遂行する能力を有する者であること。

(7) 静岡県内に本社、あるいは営業所等を有する者であること。

4 入札に参加する者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書等を、令和元年5月21日(火)正午までに、郵送又は持参により入札説明書の交付場所へ提出しなければならない。

5 入札説明書の交付場所及び担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館6階

静岡県経営管理部総務課

電話番号 054-221-2968

受付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、令和元年5月21日(火)は正午までとする。

6 入札執行の日時及び場所

日時 令和元年5月22日(水)午後2時00分

場所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁東館16階会議室

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

- (6) 詳細は入札説明書による。